

住民税非課税世帯の物価高騰対応 重点支援給付金（こども加算）のお知らせ

（手続きが必要な場合があります）

- 物価高騰対応重点支援給付金（こども加算：児童1人あたり5万円）は、住民税非課税の子育て世帯を支援する給付金です。
- 給付金の受給は、原則として手続きは不要です。

給付金の給付額

児童1人あたり5万円

給付金の振込予定日

令和6年4月16日（火）

給付対象と申請の有無 （高島市から給付金（7万円）の給付を受けた場合）

プッシュ型給付の対象となる世帯

高島市から
「重点支援給付金(7万円)」
の給付を受けた世帯

かつ

基準日に**「平成17年4月2日
生まれ以降の児童」**
がいる世帯

申請は原則不要です

高島市からお知らせが届きますので、必ず給付要件をご確認ください。

※ 給付要件に該当しない場合は、社会福祉課へ
申し出てください。

[詳しくは裏面「I」へ](#)

<一部手続きが必要な場合があります>

※ 【給付口座の変更】または【辞退(拒否)】を希望する場合は、届出が必要です。

提出期限：令和6年4月8日（月）必着

[詳しくは裏面「II」へ](#)

支給要件の詳細等は裏面をご確認ください。

I プッシュ型給付の給付要件

● 下記に該当する世帯は、原則として申請等の手続きは不要です。

- ① 高島市から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）」の給付を受けた世帯
- ② 令和5年12月1日時点で平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯
- ③ 同一児童について、既に他自治体で同様の給付金（児童1人あたり5万円）の給付を受けていない

[例外的に対象となる児童]

- ・ 基準日の翌日以降に生まれた新生児（申請が必要な場合があります）
- ・ 対象世帯とは別世帯だが扶養している児童（申請が必要です）

[例外的に対象とならない児童]

- ・ 施設入所児童は住民票の有無に関わらず対象外

II 【給付口座の変更】または【辞退(拒否)】を希望する方

- 【給付口座の変更】を希望する方：「口座登録等の届出書」を提出してください。
[提出書類] 1)口座登録等の届出書 2)受取口座の通帳の写し 3)本人確認書類の写し
- 【辞退(拒否)】を希望する方：「受給拒否の届出書」を提出してください。
[提出書類] 1)受給拒否の届出書 2)本人確認書類の写し

※各種届出書は市ホームページからダウンロードしていただくか、下記給付金担当へお問い合わせください。

! 給付要件に該当せず、意図的に受給した場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

○高島市役所 健康福祉部 社会福祉課

重点支援給付金担当 ☎0740-25-8535

[住 所] 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

[受付時間] 平日8:30~17:15